

第3次

福岡市中小企業振興プラン

(令和7年度～令和10年度)

～福岡市中小企業振興条例に基づく基本計画～

令和7年6月
福岡市

－ 目次 －

第1章 福岡市中小企業振興プランについて

1	プラン策定の趣旨	1
2	中小企業・小規模事業者振興の基本姿勢	1
3	プランの位置づけ	1
4	プラン期間と見直し時期	2
5	福岡市中小企業・小規模事業者推進本部による進捗管理	2
6	状況の公表	3
7	PDCA サイクルの運用による取組みの推進	3
8	関係機関の役割と連携	3

第2章 第2次プランの振り返り

1	第2次プラン改定時の背景（令和2～3年度）	5
2	第2次プランの強化項目	5
3	第2次プランの取組み実績	6
	（1）第2次プランの成果指標	6
	（2）取組みを強化する3つの柱	6
4	第2次プラン総括	6
	（1）第2次プランの成果指標	6
	（2）取組みを強化する3つの柱	6

第3章 プラン改定の背景

1	社会経済情勢の変化	7
	（1）マクロ経済の動向	7
	（2）人口・世帯数	8
	（3）人生100年時代の到来	8
	（4）福岡市のSDGsの取組み	9
	（5）脱炭素に向けた動き	9
2	本市経済・産業の状況	10
	（1）市内総生産額	10
	（2）本市の企業活動の状況	11
	（3）本市の雇用・労働の状況	15
	（4）本市企業の状況	16

第4章 第3次プランの概要

1	直面する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1)	人手不足・コスト上昇への対応・・・・・・・・	17
(2)	生産性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(3)	事業承継・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(4)	価格転嫁・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2	国の施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3	めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	20
5	重点的に取り組む支援の3つの柱・・・・・・・・	21
6	プランの目標値・・・・・・・・・・・・・・・・	22

第5章 第3次プランの取組み体系と支援の方向性

1	取組み体系・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	支援の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(1)	人手不足の対策と生産性の向上・・・・・・・・	25
(2)	経営基盤の強化と持続的発展・・・・・・・・	31
(3)	新しい価値・ビジネスの創出・・・・・・・・	37

(用語の定義)

用語	本プラン上の定義
中小企業	中小企業基本法第2条第1項の「中小企業者 ^{※1} 」
小規模事業者	中小企業基本法第2条第1項の「小規模企業者 ^{※1} 」及び小規模企業振興基本法2条第2項の「小企業者 ^{※1} 」
地場企業	市内に本店がある企業
地場中小企業	市内に本店がある中小企業

※1 関係法上の定義

区分	中堅企業		中小企業者 ^{※2}		小規模企業者	小企業者
	資本金	従業員	資本金	従業員	従業員	従業員
製造業・建設業・ 運輸業等	超 3億円	300人超～ 2,000人以下	以下 3億円	以下 300人	以下 20人	以下
卸売業	1億円	100人超～ 2,000人以下	1億円	100人	5人	5人
サービス業	5,000万円	100人超～ 2,000人以下	5,000万円	100人		
小売業	5,000万円	50人超～ 2,000人以下	5,000万円	50人		

※2 中小企業者とは、資本金か従業員のうちどちらか一方の条件を満たしている企業である。